



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

上場会社名 株式会社ジェイアイエヌ  
(コード番号: 3046 東証第一部)  
代 表 者 代表取締役社長 田 中 仁  
問 合 せ 先 専務取締役 中 村 豊  
管 理 本 部 長  
電 話 番 号 TEL (03) 5275-7001 (代表)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の内容の一部を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

**内部統制システムの構築に関する基本方針**

**1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- (1) 当社のコンプライアンスの考え方は、市場からの信認と評価を得られるようにするため、当社で働く全ての役員及び使用人が「倫理」及び「法の遵守」という視点から主体的に組織の浄化・改善や問題の解決を行うべく制定された「ジェイアイエヌグループ倫理行動指針」を基本とする。
- (2) 当社は、経営理念や倫理行動指針を保証するための体制としてコンプライアンス委員会を設置し、一人ひとりがコンプライアンスの考え方に則った行動を取るように、役員及び使用人の教育を行い、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告し、内部監査部門である業務監査室が各部門の実施状況を定期的に監査する。
- (3) 当社は、労働者等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口「コンプライアンスホットライン」をコンプライアンス委員会内ならびに外部専門機関内に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図ることとする。また、当社は、通報内容を守秘し、通報者に不利益な扱いを行わない。
- (4) 業務監査室は、社内規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。
- (5) 当社は、全役職員が遵守すべき規範である「倫理行動規範」で、社会秩序の脅威となる反社会的勢力への毅然とした対応、違法行為・反社会的行為との断絶、ならびに反社会的勢力に対する一切の利益供与の禁止を宣言し、反社会的勢力との関係排除に取り組む。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録・保存し、管理する。文書管理規程には、保存すべき文書の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定める。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理規程により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築することとする。
- (2) 事業上のリスクとして、信用リスク、事務リスク、システムリスク、コンプライアンスリスク、情報関連リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行うこととする。
- (3) 管理本部総務グループを主管部署とし、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会が、内部統制と一体化したリスク管理を推進し、業務監査室が進捗状況を監査する。また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限に止める体制を整えることとする。
- (4) 上記の他、以下のリスクに於ける事業の継続を確保するため、経営危機対策要領を定め、リスク管理体制を整備する。
  - ① 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
  - ② 役員・従業員の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
  - ③ 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
  - ④ その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンを定めるため、中期経営計画及び単年度の事業計画を策定する。経営計画及び事業計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

また、執行役員制度の導入により、一部業務執行権限の委譲による取締役の監督機能の強化を図るとともに、取締役会の下に、執行役員で構成し代表取締役が議長を務める執行役員会議を設置し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

## 5. 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社と当社の子会社及び関連会社（以下子会社と関連会社を総称して「関係会社」という。）からなる当社グループの総合的な事業の発展と繁栄を図り、関連会社の職務執行が効率的に行われる体制を整備・構築するため、関係会社管理規程を制定する。
- (2) 関係会社管理規程に従い、管掌責任者及び所管部門は事前の相談・報告と合議により関係会社に対する管理・指導を行う。
- (3) グループ業績に対する重要度の高い関係会社は、当社常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び当

該関係会社経営陣により構成される経営連絡会において、経営成績その他の重要な事項について、定期的に報告を行う。

- (4) 当社は、リスク管理規程により、グループを横断したリスク管理体制を整備・構築する。また、関係会社において、経営危機管理要領に定めた災害、事故等が発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し対応を行う。
- (5) 当社は、「ジェイアイエヌグループ倫理行動指針」と「倫理行動規範」を当社及び関係会社の全ての役職員を対象とするものとし、全ての対象者に周知する。
- (6) 業務監査室は、関係会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。

#### **6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役が、監査役会の運営事務その他の職務遂行につき補助すべき使用人(以下「監査役補助使用人」という。)の配置を求めたときは、監査役と協議のうえ、速やかに監査役補助使用人を置くものとする。

#### **7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 監査役補助使用人の異動・人事評価については、事前に監査役の合意を得るものとする。
- (2) 監査役から監査業務に必要な命令を受けた監査役補助使用人は、その職務に必要な範囲内において、文書の閲覧、調査場所への立入りその他の権限を有するものとする。

#### **8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- (1) 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
- (2) 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- (3) コンプライアンスホットライン担当者は、通報窓口宛に通報を受けた事項のうち、取締役の職務に関する事項を監査役に伝達する。
- (4) 監査役は、通報窓口への通報内容及び対応状況の報告と再発防止策の協議・検討を行うコンプライアンス委員会に出席する。

#### **9. 関係会社の役員及び使用人が監査役に報告をするための体制**

- (1) 関係会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役及び使用人と同様に、各社に重大な影響を与える事実が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、速やかに監査役に報告を行う。
- (2) 監査役は、必要に応じて関係会社の取締役及び使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、関係会社の監査役に対し、監査の状況の報告を求めることができる。
- (3) 当社は、前条及び本条により監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、当社または関係会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備する。

**10. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項**

当社は、監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該請求を処理する。

**11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 取締役及び使用人、ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役の監査に積極的に協力し、業務の実施状況を報告し、その職務に係る資料を開示する。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、情報交換や業務執行状況の確認をする。
- (3) 監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の外部専門家に相談のうえ、重要な改善策を取締役会に具申する。

**12. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの整備、運用ならびにその評価・改善に取り組む。

平成18年9月13日 制定

平成23年5月20日 改定

平成27年4月30日 最終改定

以 上